

命を守る

ピカッと、安全!

早めのライトと反射材



秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止



夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



2024年9月21日～30日
0120-973737



内閣府・鳥取県交通対策協議会

秋の全国交通安全運動

鳥取県実施要綱



令和6年9月21日(土) ~ 9月30日(月)

令和6年9月30日(月)：「交通事故死ゼロを目指す日」



目的

秋口は、日没の早まりとともに夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあり、飲酒運転等の危険で悪質な運転による事故も依然として発生している。このようなことから、広く県民に対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、県民自身による交通安全の実現に向けた取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

歩行者は

- ◆夕暮れ時以降の外出は「車から見えにくい」ことを意識し、明るい色（白・黄など）の服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- ◆歩きスマホは交通の往来に対する注意がおろそかになり大変危険です。絶対にやめましょう。

夜間の外出、散歩、ランニング、帰宅時など、ピカッと光る反射材が事故防止に役立ちます



- ◆道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に向けて手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めましょう。また、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

運転者は

- ◆横断歩道は歩行者優先です。横断歩道の手前では歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、停止して横断を優先させましょう。

(前項からの続き 運転者は)

- ◆ 通学路・生活道路等においては、見えない危険を予測して速度を落とした安全運転に努めましょう。

学校・地域・関係機関では

- ◆ 参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルールとマナーを身に付けるための交通安全教育を推進しましょう。
- ◆ 通学路等において危険箇所の把握を行い、危険の解消に向けた取組を推進しましょう。
- ◆ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進しましょう。

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

自動車運転者・同乗者は

- ◆ 視認性が低下する夕暮れ時以降の交通事故を防止するため、**日没30分前には前照灯を点灯**しましょう。前照灯点灯時間の目安は、9月は17時半、10月は17時、11月・12月は16時半です。

【参考】鳥取県内の日没時間

※日没時間は国立天文台情報センターのデータによる鳥取の時刻(各月15日)を掲載

令和6年	9月	10月	11月	12月
日没時間	18:11	17:28	16:57	16:52



- ◆ 夜間は対向車や先行車がない状況であれば、ハイビームを活用し、交通量の多い市街地での走行及び対向車や先行車がいる場合はロービームに切り替えましょう。
- ◆ 夜間は速度感覚が鈍りスピード超過になりやすいため、昼間より速度を落とし、慎重に運転しましょう。※ハイビームの活用は、歩行者や障害物を遠くから発見することで、急ブレーキを踏むことを回避し、交通事故防止につながります。

運転者はハイビームとロービームを適切に使用しましょう！！



- ◆ 飲酒運転は極めて危険で悪質な行為であることを認識し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、当事者及び周辺者ともに根絶に向け責任をもった行動をとりましょう。
- ◆ 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止しましょう。

職場は

- ◆ 運転前後においてアルコール検知器と目視による運転者の酒気帯びの確認を徹底し、従業員に飲酒運転をさせない運行管理を行いましょう。
- ◆ 飲酒運転及び妨害運転(あおり運転)の悪質性・危険性を理解させる運転者教育を実施するとともに、「思いやり運転」を推進しましょう。

酒類を提供する飲食店等では

- ◆ 店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスターを掲出し、客に対する注意喚起に努め、『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。
- ◆ 車を運転してきた人には酒類を提供しないこと、飲酒した人には車を運転させないように徹底しましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）利用者は

- ◆ 交通事故による頭部への被害を軽減するためヘルメットを正しく着用しましょう。
- ◆ 自転車等は車両であり、車同様に信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、並進の禁止等の交通ルールを守り安全に利用しましょう。
- ◆ ながらスマホ、傘さし運転、イヤホン等を使用した運転は大変危険です。絶対にやめましょう。

学校・地域では

- ◆ 自転車等利用時の安全を確保するため定期的な点検整備と、自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。
- ◆ 生徒や児童に対する登下校時の街頭指導や交通安全教室等で自転車等ヘルメット着用による被害軽減効果と必要性に関する理解の促進、自転車等危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等、自転車等安全利用に係る指導を推進しましょう。

関係機関・団体等は

- ◆ 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルール等の交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

自転車の交通ルールについて

● 走行中の携帯電話使用(ながらスマホ)や酒気帯び運転は、罰則が新設され、改正道路交通法の公布(令和6年5月24日)から6カ月以内に施行されます。



交通安全教育器材を無料で貸し出しています

地域の交通安全講習、公民館イベントの体験コーナー等でご活用いただいています

①点灯くんミニ



モグラたたきの要領で光を追ってボタンを押していくと、交通場面に必要な「**認知・判断・動作**」の検査やあなたの**見えにくい箇所**の診断ができます。



②酒酔い体験ゴーグル

酒酔い状態の視界で、キャッチボールをする、まっすぐなライン上を歩くなどして**視覚の狂い、平衡感覚の喪失など体感**できます。



③SAFETYドライブチェッカー



『**アクセル・ブレーキの踏み替えチェック**』や『**夜間の視認性体験シミュレーション**』が体験できます。

※ 貸出対象団体

- (1)市町村及び市町村の交通安全対策団体
- (2)鳥取県警察(関係機関含む)
- (3)鳥取県交通安全協会及び地区協会
- (4)その他(1)から(3)までの団体から推薦を受けた団体



鳥取県では

9月は『**こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動**』期間です。

交通事故に遭うリスクの高いこども、高齢者及び障がい者の通行の安全を確保するためにドライバー及び県民の皆さんは、交通ルールを遵守するとともに「思いやり運転」「思いやり行動」を心がけましょう。

